

「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組概要

担当府省名	厚生労働省				
番号/テーマ	B5-6	社会保障:生活保護の見直し(生活保護医療の見直し等)			
提言	<p>①生活保護基準(支給額)については、自立の助長の観点を踏まえ、基礎年金や最低賃金とのバランスを考慮し、就労インセンティブを削がない水準とすべき。社会保障審議会生活保護基準部会においては、こうした方針を反映していただきたい。あわせて、求職者支援制度などいわゆる②第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図るとともに、NPOや社会企業家などとも連携しつつ、自立・就労支援を強化すべき。また、③制度の適正な運営や検証に必要なデータを的確に把握する仕組みを整備すること。</p> <p>②加えて、稼働可能な受給者については、就労に向けた能力開発や就業紹介を生活保護と一体的に進めるために必要な体制の構築を、厚生労働省内及び関係省庁が連携して早急に検討すべき。</p> <p>生活保護費の急増の要因は、その半分を占める医療扶助である。真に必要な方への医療水準は維持しつつ、④以下に掲げる対応を含むあらゆる方法を通じて適正化に取り組むべき。</p> <p>①指定医療機関に対する指導強化 ②後発医薬品の利用促進。また、その義務付けの検討 ③翌月償還を前提とした一部自己負担の検討</p> <p>さらに、医療機関のモラルハザードが大きいことから、実態調査の仕組みを構築し、不適切な診療を行っている機関は指定を外すなどの厳格な対応を行うべき。</p> <p>生活保護費が本人に届かなくなるようないわゆる⑤「貧困ビジネス」に対しては、実効ある規制が必要である。住居・食事等を一体的に提供する事業については、新たに届出制の対象として、立入検査や行政処分の対象とすべき。さらに、許可制を含めた強い参入規制の可否についても検討すべき。</p>				
個別項目	検討状況		実施スケジュール	既に実施済/達成した事項	詳細資料
	検討方法	検討の方向性			
①生活保護基準(支給額)については、自立の助長の観点を踏まえ、基礎年金や最低賃金とのバランスを考慮し、就労インセンティブを削がない水準とすべき。	<p>◆社会保障審議会生活保護基準部会(座長:駒村康平慶應義塾大学教授)</p> <p>・社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)に基づく部会</p> <p>・平成23年4月19日に第1回を開催して以降、計8回開催。(直近は平成23年12月13日)</p> <p>・会合は公開で実施。</p> <p>・平成24年末目途にとりまとめ予定</p>	生活保護基準について、全国消費実態調査のデータ等に基づき検証	社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等に基づき、検証作業を行い、平成24年末を目途に報告書を取りまとめる予定。とりまとめ結果を踏まえ、必要に応じて生活保護基準の見直し。	—	<p>◆社会保障審議会生活保護基準部会資料等</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi11</p>

<p>②第二のセーフティーネットの充実により、生活保護化の防止を図るとともに、NPOや社会企業家なども連携しつつ、自立・就労支援を強化すべき。</p> <p>加えて、稼働可能な受給者については、就労に向けた能力開発や就業紹介を生活保護と一体的に進めるために必要な体制の構築を、厚生労働省内及び関係省庁が連携して早急に検討すべき。</p>	<p>◆社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日閣議報告)</p> <p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省政務三役、地方自治体首長をメンバーとする会合 ・平成23年12月12日に政務レベルの協議を開催し中間とりまとめを行った。(平成23年5月30日以降事務レベルの会合を含め計10回開催) ・政務レベルの協議は公開にて実施 	<p>・生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。</p> <p>・国と地方の協議の中間とりまとめで、速やかに実施する事項とされたものについては、早期に実行する。</p> <p>・関係省庁等との連携については今後検討。</p>	<p>・生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を平成24年秋目途に策定し、必要に応じて法案提出を検討。</p> <p>・国と地方の協議の中間とりまとめで、速やかに実施する事項とされたものについては、早期に実行する。</p>	<p>—</p>	<p>◆社会保障・税一体改革素案 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/240106houkouku.pdf</p> <p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議資料等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi35</p>
<p>③制度の適正な運営や検証に必要なデータを的確に把握する仕組みを整備すること。</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議(再掲)</p>	<p>・生活保護業務データシステムの導入</p>	<p>平成24年4月に本格導入予定。</p>	<p>—</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議資料等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi35</p>
<p>④以下に掲げる対応を含むあらゆる方法を通じて適正化に取り組むべき。</p> <p>①指定医療機関に対する指導強化</p> <p>②後発医薬品の利用促進。また、その義務付けの検討</p> <p>③翌月償還を前提とした一部自己負担の検討</p> <p>さらに、医療機関のモラルハザードが大きいことから、実態調査の仕組みを構築し、不適切な診療を行っている機関は指定を外すなどの厳格な対応を行うべき。</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議(再掲)</p>	<p>・電子レセプトの機能強化や適正化対象を選定する際の参考となる基準を策定し、医療扶助の一層の適正化を図る。</p> <p>・後発医薬品については、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置し、受給者に説明し理解を求め、一旦服用することを促し、更なる使用促進を図る。</p> <p>・医療扶助の適正化については、生活保護制度の見直しの中で、提言の趣旨を踏まえ検討。一部自己負担は慎重な検討が必要。</p>	<p>左記の取組を平成24年度から実施。</p>	<p>「医療扶助相談・指導員(仮称)」について、平成24年度予算案に盛り込んでいる。(セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数)</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議資料等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi35</p> <p>◆平成24年度厚生労働省所管予算案関係 http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12syokanyosan/</p>

<p>⑤住居・食事等を一体的に提供する事業については、新たに届出制の対象として、立入検査や行政処分の対象とすべき。さらに、許可制を含めた強い参入規制の可否についても検討すべき。</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議(再掲)</p>	<p>・劣悪な施設からの転居を進めるために、転居に伴う引越代や敷金等の支給等の取組を引き続きを行っていく。</p> <p>・住居と生活サービスをセットで提供する事業者については、議員立法による法規制が検討されていると承知している。</p>	<p>議員立法が成立した際には、円滑な実施に向け速やかに準備。</p>	<p>—</p>	<p>◆生活保護制度に関する国と地方の協議資料等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi35</p>
--	-------------------------------	---	-------------------------------------	----------	---